令和7年1月
大間警察署

速　度　取　締　り　指　針

大間警察署の速度取締り重点

重点路線	区　　域	規制速度
国道279号	主に風間浦村地区	40km/h・50km/h
国道338号	大間町奥戸・佐井村	40km/h・50km/h
大間町道	主に大間小学校周辺	30km/h

★取締り重点の区域以外でも、速度取締りを実施することがあります★

大間警察署管内における交通事故発生状況（過去3年・1月～6月分）

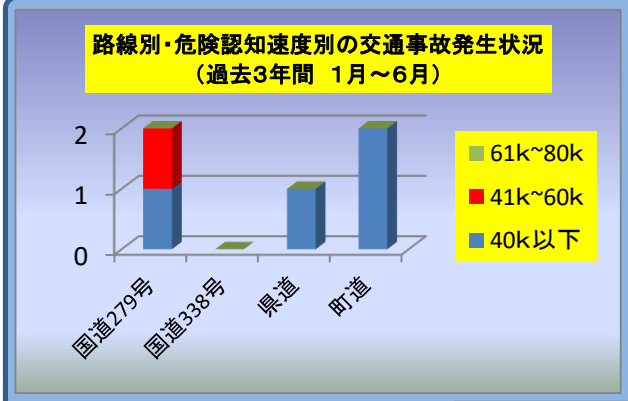

▼　管内で発生の人身事故を路線別に見ると、過去3年の上半期では、国道279号(大間町、風間浦村)で2件、町道（大間町）で2件、県道（佐井村）で1件発生しています。

▼　国道279号と338号は道路両側に民家が建ち並び、道路幅が狭く歩道がない箇所が多いことから、危険性が高い路線と言えます。

▼　村道での人身事故の発生はありませんが、観光客等の交通量増加が見込まれますので、油断は禁物です。

※「危険認知速度」とは、運転者が事故直前に危険を感じた時の速度で、その速度が速くなれば負傷者の死亡率が高くなります。

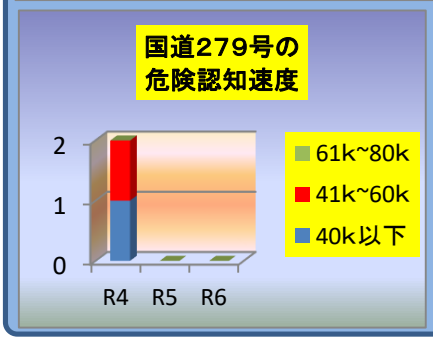

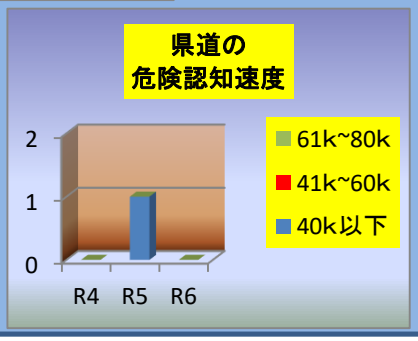

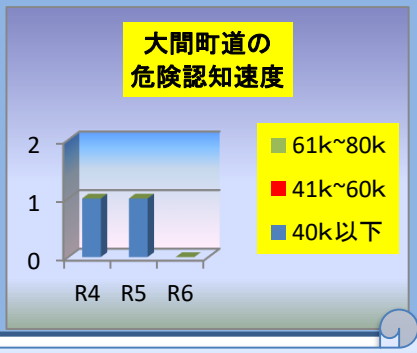

● 国道279号は大型車両の通行が多く、過去には死亡事故や重傷事故も発生していることから、交通事故抑止のため速度違反取締りを中心とした交通取締りを強化します。

● 大間町道は、他路線と比較して交差点での衝突事故が多発傾向にあるので、一時停止違反等の取締りを強化するほか、全国的に登下校児童等が巻き込まれる痛ましい交通事故が発生していることから、小学校通学路周辺での横断歩行者妨害違反、速度違反などの取締りを強化します。

◇◇◇　その他の交通指導取締り要点　◇◇◇

★ 令和6年下半期（7～12月）に、国道279号（風間浦村）や大間町道で大きな事故が発生していることから、継続して取締りを実施していくとともに、上記重点路線以外でも強化していきます。

観光シーズンには県内外の観光客も増え交通量も増加すると思われますので、海沿いや山間部においても、各種交通違反の取締りを実施します。